自動車の登録時は税申告をお忘れなく！

自動車を新規に登録した場合（新規登録）又は名義変更や住所変更をした場合（移転登録、変更登録等）は登録の際に自動車税申告書（報告書）を運輸支局又は自動車検査登録事務所に併設されている各自動車税事務所に提出していただく必要があります。なお、以下の場合には申告の際に自動車税を納めていただくことになりますので、あらかじめご用意をお願いいたします。

※令和８年３月 31 日をもって、自動車税環境性能割は廃止されました。またこの廃止にに伴い令和８年４月１日から自動車税種別割は自動車税へ名称が変更されました。

◎新車又は中古新規登録した場合

⇒登録のあった月の翌月から３月までの月割り分の自動車税※

※年税額×登録月の翌月から３月までの月数÷ 12（百円未満の端数切捨て）

自動車税の申告についての問い合わせは、
下記の各自動車税事務所までお願いします。

品川・世田谷ナンバー	品川自動車税事務所	03-3471-6670
足立・江東・葛飾・江戸川ナンバー	足立自動車税事務所	03-3883-2543
練馬・杉並・板橋ナンバー	練馬自動車税事務所	03-3932-7321
多摩ナンバー	多摩自動車税事務所	042-522-8271
八王子ナンバー	八王子自動車税事務所	042-691-6351